

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-4
提出年月日	令和5年4月14日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第12条 安全施設

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	とりまとめた資料-3	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:…ドライウエル側の除熱を考慮せず… 正:…ドライウエル側の除熱を考慮せず…	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	とりまとめた資料-3	図内の「格納容器スプレイング」を「スプレイング」に修正した。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	全般	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:重要度分類指針 新:重要度分類審査指針	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	同上	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	目次	「3. 別添」を「3. 運用, 手順説明資料」に修正した。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-3	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-3	相違理由の以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:【大飯】 正:【大飯】	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-2~12条-4	設置許可基準規則及び技術基準規則を記載している箇所の「, 」を「、」に修正した。	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-6~12-8	同上	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-5	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:換気空調設備のうち中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室非常用循環系統ダクトの一部 正:換気空調設備のうち中央制御室非常用循環系統のダクトの一部及びフィルタユニット	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-10	同上	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-5	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:原子炉格納容器スプレ設備の格納容器スプレ配管及びスプレイング 正:原子炉格納容器スプレ設備のスプレイング	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-10	同上	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-11	相違理由の以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:…号機間で共用… 正:…号炉間で共用…	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-12	記載の参考としている女川の液体窒素蒸発装置についての記載(12-14ページ)を本ページに再掲した。	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-7	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:…1号及び2号炉に設置しているベイラ, 雑固体焼却設備及び固体廃棄物貯蔵庫は, … 新:…ベイラ, 雑固体焼却設備及び固体廃棄物貯蔵庫は, …	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-13	同上	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-7	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:火災防護設備のうち, 1号及び2号炉に設置している電動消火ポンプ, エンジン消火ポンプ及びろ過水タンクは, … 新:火災防護設備のうち, 消火設備(電動消火ポンプ, エンジン消火ポンプ, ろ過水タンク)は, …	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-15	同上	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-7	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:…給水処理設備連絡ラインは, 1号及び2号炉と3号炉で相互接続しているが, 接続する設備の設計圧力等は同じとし, 連絡時に3号炉の安全性を損なわない設計とする。連絡時以外においては, 連絡弁を施錠閉とすることにより物理的に分離することで, 相互接続により… …消火設備連絡ラインは, 1号及び2号炉と3号炉で相互接続しているが, 接続する設備の設計圧力等は同じとし, 連絡時に3号炉の安全性を損なわない設計とする。連絡時以外においては, 連絡弁を施錠閉とすることにより物理的に分離することで, 相互接続により… 新:…給水処理設備連絡ラインは, 1号及び2号炉と3号炉間で相互に接続するが, 各号炉で要求される容量をそれぞれ確保するとともに, 連絡時以外においては, 号炉間の接続部の弁を施錠閉とすることにより物理的に分離し, 安全性を損なわない設計とする。連絡時においても, 各号炉にて設計する圧力に差異を生じさせず, … …消火設備連絡ラインは, 1号及び2号炉と3号炉間で相互に接続するが, 各号炉で要求される容量をそれぞれ確保するとともに, 連絡時以外においては, 号炉間の接続部の弁を施錠閉とすることにより物理的に分離し, 安全性を損なわない設計とする。連絡時においても, 各号炉にて設計する圧力に差異を生じさせず, …	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-17	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.8.0）	12条-7,8	以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：…運転指令設備は、1号及び2号炉と3号炉で相互接続しているが、1号及び2号炉と3号炉で独立した制御装置を設置し、3号炉中央制御室から制御装置間の切り離しを行い、他の号炉へ影響を及ぼさない設計とすることで、相互接続により… 新：…運転指令設備は、1号及び2号炉と3号炉間で相互に接続するが、1号及び2号炉と3号炉で独立した制御装置を設置し、3号炉中央制御室に設置している合併分離スイッチを通常時、分離状態にすることで制御装置間の切り離しを行い、物理的に分離することで、自動で合併されることなく、1号又は2号炉の電気故障が3号炉に波及しないようにすることで、…	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.7.0）	12-18	同上	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.8.0）	12条-9	以下の記載を修正した。（下線部参照） 誤：…換気空調設備のうち中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室非常用循環系統ダクトの一部に… 正：…換気空調設備のうち中央制御室非常用循環系統のダクトの一部及びフィルタユニットに…	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.7.0）	12-20	同上	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.7.0）	12-24	相違理由の以下の記載を修正した。（下線部参照） 誤：…系統を表現… 正：…系統と表現…	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.8.0）	12条-12	以下の記載を修正した。（下線部参照） 誤：…換気空調設備のうち中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室非常用循環系統ダクトの一部に… 正：…換気空調設備のうち中央制御室非常用循環系統のダクトの一部及びフィルタユニットに…	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.7.0）	12-24	同上	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.8.0）	12条-12	以下の記載を修正した。（下線部参照） 誤：…ダクトについては全周破断、中央制御室非常用循環フィルタユニットについては閉塞を想定しても、… 正：…ダクトについては全周破断、フィルタユニットについては閉塞を想定しても、…	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.7.0）	12-24	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-12	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:…単一設計である原子炉格納容器スプレ設備の格納容器スプレ配管については、多重化する。また、単一設計とするスプレイング… 正:…単一設計とするスプレイング…	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-25	同上	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-12	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:長期間にわたって機能… 正:重要度が特に高い安全機能を有する系統において、設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能…	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-25	同上	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-12	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:…換気空調設備のうち中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室非常用循環系統ダクトの一部に… 正:…換気空調設備のうち中央制御室非常用循環系統のダクトの一部及びフィルタユニットに…	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-26	同上	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-30	記載の参考としている女川の液体窒素蒸発装置についての記載(12-31ページ)を本ページに再掲した。	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-16	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:…1号及び2号炉に設置しているベイラ、雑固体焼却設備及び固体廃棄物貯蔵庫は、… 新:…ベイラ、雑固体焼却設備及び固体廃棄物貯蔵庫は、…	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-30	同上	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-16	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:火災防護設備のうち、1号及び2号炉に設置している電動消火ポンプ、エンジン消火ポンプ及びろ過水タンクは、… 新:火災防護設備のうち、消火設備(電動消火ポンプ、エンジン消火ポンプ、ろ過水タンク)は、…	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-32	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.8.0）	12条-16	以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：…給水処理設備連絡ラインは、1号及び2号炉と3号炉で相互接続しているが、接続する設備の設計圧力等は同じとし、連絡時に3号炉の安全性を損なわない設計とする。連絡時以外においては、連絡弁を施錠閉とすることにより物理的に分離することで、相互接続により… …消火設備連絡ラインは、1号及び2号炉と3号炉で相互接続しているが、接続する設備の設計圧力等は同じとし、連絡時に3号炉の安全性を損なわない設計とする。連絡時以外においては、連絡弁を施錠閉とすることにより物理的に分離することで、相互接続により… 新：…給水処理設備連絡ラインは、1号及び2号炉と3号炉間で相互に接続するが、各号炉で要求される容量をそれぞれ確保するとともに、連絡時以外においては、号炉間の接続部の弁を施錠閉とすることにより物理的に分離し、安全性を損なわない設計とする。連絡時においても、各号炉にて設計する圧力に差異を生じさせず、… …消火設備連絡ラインは、1号及び2号炉と3号炉間で相互に接続するが、各号炉で要求される容量をそれぞれ確保するとともに、連絡時以外においては、号炉間の接続部の弁を施錠閉とすることにより物理的に分離し、安全性を損なわない設計とする。連絡時においても、各号炉にて設計する圧力に差異を生じさせず、…	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.7.0）	12-34,35	同上	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.8.0）	12条-17	以下の記載を修正した。（下線部参照） 旧：…運転指令設備は、1号及び2号炉と3号炉で相互接続しているが、1号及び2号炉と3号炉で独立した制御装置を設置し、3号炉中央制御室から制御装置間の切り離しを行い、他の号炉へ影響を及ぼさない設計とすることで、相互接続により… 新：…運転指令設備は、1号及び2号炉と3号炉間で相互に接続するが、1号及び2号炉と3号炉で独立した制御装置を設置し、3号炉中央制御室に設置している合併分離スイッチを通常時、分離状態にすることで制御装置間の切り離しを行い、物理的に分離することで、自動で合併されることなく、1号又は2号炉の電気故障が3号炉に波及しないようにすることで、…	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.7.0）	12-35	同上	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.8.0）	12条-17	以下の記載を修正した。（下線部参照） 誤：…中央制御室非常用循環系統のうち単一設計とする中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室非常用循環系統のダクトの一部については… 正：…中央制御室非常用循環系統のうち単一設計とするダクトの一部及びフィルタユニットについては…	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7.0)	12-36	同上	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7.0)	12-37	相違理由の以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:…記載の通り… 正:…記載のとおり…	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8.0)	12条-20	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:単一設計としていた格納容器スプレイ配管については、多重化することとする。また、単一設計とする静的機器であるスプレイングについては… 正:単一設計とする静的機器であるスプレイングについては…	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7.0)	12-40	同上	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7.0)	12-40	伊方との相違理由を追記した。	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8.0)	12条-31	第2.1.1.3図内の「格納容器スプレイング」を「スプレイング」に修正した。	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7.0)	12-54	同上	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7.0)	12-56,64	相違理由の以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:…原子炉冷却材時… 正:…原子炉冷却材喪失時…	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7.0)	12-64, 65	相違理由の以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:女川審査実績の相違 正:女川審査実績の反映	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8.0)	12条-46	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:…第2.1.2.8 図の箇所をアニュラス空気浄化設備おける補修困難箇所… 正:…第2.1.2.8 図の箇所をアニュラス空気浄化設備における補修困難箇所…	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7.0)	12-70	同上	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7.0)	12-72	相違理由の以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:設備敬称の相違 正:設備名称の相違	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8.0)	12条-50	以下を修正した。(下線部参照) 誤:…流路上で異物となる… 正:…流路上の異物となる…	
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7.0)	12-79	同上	
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7.0)	12-87	相違理由の以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:…評価を期待する両者を実施し、… 正:…補修を期待する両者を実施し、…	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0)	12条-54	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤: 2.1.2 (2), (3) ... 正: 2.1.2.1 (2), (3) ...	
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0)	12-89	同上	
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0)	12条-55	以下の記載を修正した。(下線部参照。用語統一) 旧: 通常状態では運転中及び定期点検中の何れも室内空気環境にある。 新: 通常状態では運転中及び定期点検中のいずれも室内空気環境にある。	
65	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0)	12-90	同上	
66	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0)	12条-55	第2.1.3.1図内の「格納容器スプレイング」を「スプレイング」に修正した。	
67	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0)	12-90	同上	
68	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0)	12条-57,67,68	以下の記載を修正した。(下線部参照, 図中の計6カ所) 旧: A(B)再循環サンブ 新: A(B)格納容器再循環サンブ	
69	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0)	12-92,103,104	同上	
70	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0)	12条-58	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤: ...単一設計箇所への対応について, ... 正: ...単一設計箇所への対応について, ...	
71	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0)	12-93	同上	
72	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0)	12条-58	以下の記載を修正した。④※2の記載。(下線部参照) 誤: ...点検するためにポーラークレーン上に... 正: ...点検するために格納容器ポーラークレーン上に...	
73	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0)	12-93	同上	
74	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0)	12-95	相違理由に以下の記載を追加した。(女川「繋がって」と泊「つながって」の相違理由として) 新: 【女川】記載表現の相違	
75	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0)	12条-61	第2.1.3.3表内の「格納容器スプレイング」を「スプレイング」に修正した。	
76	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0)	12-95	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
77	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-96	相違理由に以下の記載を追加した。(下線部。参照記載の充実) 旧:【女川】設計の相違 ・BWR/PWRの設計の相違 新:【女川】設計の相違 ・BWR/PWRの設計の相違 (炭素鋼とステンレス鋼の相違)	
78	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-64	以下の記載を修正した。d.の記載。(下線部参照) 誤:…おいては、原子炉冷却材喪失事故後の再循環切替え… 正:…おいては、原子炉冷却材喪失後の再循環切替え…	
79	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-99	同上	
80	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-65,66	以下の記載を修正した。(下線部参照。第2.1.3.7図と第2.1.3.4表中の計9カ所) 誤:逆止弁○台、○台の逆止弁 正:逆止弁○個、○個の逆止弁	
81	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-102	同上	
82	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-66	第2.1.3.4表内の「格納容器スプレイング」を「スプレイング」に修正した。	
83	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-102	同上	
84	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-107	相違理由の以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:【大飯, 女川】設備の相違 ・解析結果の相違 正:【大飯, 女川】設備の相違 ・プラント固有の解析結果	
85	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-74	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:評価においては、再循環モードへの切替後の原子炉格納容器スプレイ流量について、… 正:評価においては、再循環モードへの切替後の格納容器スプレイ流量について、…	
86	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-109	同上	
87	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-75	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:…判断基準と同程度であり、… 正:…判断基準を下回り、…	
88	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-109	同上	
89	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-76	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:2.1.3.1(4)のとおり、原子炉格納容器スプレイ設備の静的機器のうち、格納容器内スプレイ配管又は格納容器スプレイングにおいて、… 正:2.1.3.1(4)のとおり、原子炉格納容器スプレイ設備の静的機器のうち、格納容器スプレイ配管又はスプレイングにおいて、…	
90	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-111	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
91	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-76	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:…想定される最も過酷な条件である完全な機能喪失となる「全周破断」を想定することとしたため、格納容器スプレイ配管を多重化することとし、管の全周破断が生じた場合のスプレイ流量確保の観点から、 <u>スプレイリングDリングヘッド</u> の… 正:…想定される最も過酷な条件である完全な機能喪失となる「全周破断」を想定することとしたため、管の全周破断が生じた場合のスプレイ流量確保の観点から、 <u>Dスプレイリングヘッド</u> の…	
92	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-111	同上	
93	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-117	泊と同様にフィルタ閉塞した際に、フィルタ取替により機能復旧を図る場合の運転員の被ばく評価を行っている伊方3号炉のまとめ資料の貼り付けを行った。	
94	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-118	相違理由の以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:泊3号機は, 正:泊3号炉は,	
95	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-87	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:…最も線量率が高い非常用循環フィルタ設置エリア内の線量率は… 正:…最も線量率が高い中央制御室非常用循環フィルタユニット設置エリア内の線量率は…	
96	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-126	同上	
97	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-134	相違理由の以下の記載を修正した。 誤:設備の相違 正:記載表現の相違 ・設備名称の相違	
98	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-139, 140	泊と同様にフィルタ閉塞した際に、フィルタ取替により機能復旧を図る場合の作業員の被ばく評価を行っている伊方3号炉のまとめ資料の貼り付けを行った。	
99	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-142	作業エリア内FPからの被ばくを「大気中に放出されたFPからの被ばく」に含めているのは伊方と同じ集計方法のため、大飯3/4号炉の欄に伊方3号炉の表を貼り付け、相違理由に(伊方と同様の集計方法)と記載した。	
100	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-109	以下の記載を削除した。(下線部参照) 誤:…でも、T.P.約13.7m に相当する水位… 正:…でも、T.P.13.7m に相当する水位…	
101	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-147	同上	
102	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-109	表中の「CV」を「原子炉格納容器」に修正した。	
103	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-148	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
104	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0)	12条-111	設置許可基準規則の解釈を記載している箇所の「, 」を「、」に修正した。	
105	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0)	12-149	同上	
106	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0)	12条-114	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: …電動消火ポンプ ・エンジン消火ポンプ ・ろ過水タンク 新: …消火設備(電動消火ポンプ, エンジン消火ポンプ, ろ過水タンク)	
107	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0)	12-153	同上	
108	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0)	12条-116	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: …電動消火ポンプ ・エンジン消火ポンプ ・ろ過水タンク 新: …消火設備(電動消火ポンプ, エンジン消火ポンプ, ろ過水タンク)	
109	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0)	12-157	同上	
110	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0)	12条-118	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: …電動消火ポンプ ・エンジン消火ポンプ ・ろ過水タンク 新: …消火設備(電動消火ポンプ, エンジン消火ポンプ, ろ過水タンク)	
111	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0)	12-159	同上	
112	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0)	12条-120	第2.2.2.3表内の給水処理設備連絡ラインと消火設備連絡ラインの以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: 接続する設備の設計圧力等は同じとし, 連絡時に3号炉の安全性を損なわない設計とする。連絡時以外においては, 連絡弁を施錠閉とすることにより物理的に分離することで, 相互接続により… 新: 各号炉で要求される容量をそれぞれ確保するとともに, 連絡時以外においては, 号炉間の接続部の弁を施錠閉とすることにより, 安全性を損なうことはない。連絡時においても, 各号炉にて設計する圧力に差異はないことから, …	
113	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0)	12-166	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
114	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-120	第2.2.2.3表内の運転指令設備の以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:…3号炉中央制御室から制御装置間の切り離しを行い、他の号炉へ影響を及ぼさない設計とすることで、相互接続により… 新:…3号炉中央制御室に設置している合併分離スイッチを通常時、分離状態にすることで制御装置間の切り離しを行い、物理的に分離することで、自動で合併されることなく、1号又は2号炉の電気故障が3号炉に波及しないことから、…	
115	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-166	同上	
116	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-120	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:2.2.2.3 共用設備の見直し 正:2.2.3 共用設備の見直し	
117	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-167	同上	
118	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-167	相違理由に以下の記載を赤字で追加した。 【女川】 設計方針の相違 ・女川に共用を取り止める設備はない	
119	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-1-2	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤: B (女川原子力発電所2号炉の欄の青枠) 正: A	
120	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-1-5	女川2号炉の赤枠の範囲を「圧縮空気供給機能」を含まないよう適正化した。	
121	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-1-11	女川2号炉の赤枠の相違理由の番号を訂正した。(下線部参照) 誤: ② 正: ①	
122	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-1-13	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤: C (女川原子力発電所2号炉の欄の青枠及び相違理由) 正: D	
123	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-別紙1-1-12	重要度分類審査指針に規定されている機能ではないが、タービン保安装置及び主蒸気止め弁(閉機能)をMS-3として整理したことがわかるよう表中に記載した。	
124	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-1-13	同上	
125	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-別紙1-2-1~7	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:重要度が特に高い安全機能 新:重要度の特に高い安全機能 旧:安全機能(設置許可基準第12条記載) 新:重要度の特に高い安全機能	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
126	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-2-2~7	同上	
127	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-別紙1-2-94	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:設置許可基準規則第八条(火災による損傷の防止に基づく区分分離) 新:設置許可基準規則第八条(火災による損傷の防止)に基づく区分分離	
128	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-別紙1-3-5	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:(MS-3,タービントリップ機能) 新:(MS-3,タービントリップ機能)	
129	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-4-1	相違理由の以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:…別紙1-2「重要度が特に高い… 正:…別紙1-2「重要度の特に高い…	
130	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-別紙1-4-4	地滑り及びダム崩壊に関する設計上の考慮について, 第六条の記載を反映し記載を適正化した。	
131	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-4-6	同上	
132	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-別紙1-5-1	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:…当該1年間の気象データが長期間の気象状態を代表しているかどうかの検討をF分布検定により実施した。 新:…当該1年間の気象データが異常か否かの検討をF分布検定により実施した。	
133	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-5-1	同上	
134	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-別紙1-5-1	以下の記載を修正した。(下線部参照,同様の修正を2箇所実施) 旧:…棄却数が少なく検定年が長期間の気象状態を代表していると判断した。 新:…棄却数が少なく検定年の気象は統計年の気象と比べて異常ではなかったと判断した。	
135	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-5-2	同上	
136	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-別紙1-5-8	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:…至近の気象データを用いた検定についても行った。 新:…至近の気象データを用いた検定についても参考として行った。	
137	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-5-10	同上	
138	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-別紙1-5-8	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:…0項目であったことから, 棄却数が少なく検定年が長期間の気象状態を代表していると判断した。 新:…0項目であった。	
139	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-5-10	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
140	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0)	12条-別紙1-6-2	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:… に対し上記の通り0.005~0.04MPa 程度であり, … 正:… に対し上記のとおり0.005~0.04MPa 程度であり, …	
141	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0)	12-別紙1-6-2	同上	
142	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0)	12条-別紙1-6-2	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:… 以下の通り本タンクに求められる… 正:… 以下のとおり本タンクに求められる…	
143	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0)	12-別紙1-6-2	同上	
144	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0)	12-別紙1-7-2,3	参考とした伊方3号炉まとめ資料の当該ページを取り込みました。	
145	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0)	12条-別紙1-7-3	以下の記載を修正した。(表1の「件名」欄のプラント名称2カ所。下線部参照) 旧:(日本原子力発電敦賀1号) (中国電力島根2号) 新:(日本原子力発電敦賀1号炉) (中国電力島根2号炉)	
146	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0)	12-別紙1-7-3	同上	
147	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0)	12-別紙1-8-1,2,3	参考とした伊方3号炉まとめ資料の当該ページを取り込みました。	
148	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0)	12条-別紙1-9-3	図2で腐食量10年0.2mmを示す線を修正。曲線の説明として、(対数として表記)を追記。	
149	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0)	12-別紙1-9-4	同上	
150	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0)	12条-別紙1-10-1,2,5,6	以下の記載を修正した。(下線部参照, 図中の計12カ所) 旧:A(B)再循環サンブ 新:A(B)格納容器再循環サンブ	
151	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0)	12-別紙1-10-1,2,5,6	同上	
152	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0)	12条-別紙1-10-3	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:… 健全側のスプレイポンプによりDスプレイリングからのスプレイ水は確保できる。 新:… 健全側の格納容器スプレイポンプによりDスプレイリングからのスプレイ水は確保できる。	
153	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r. 7. 0)	12-別紙1-10-3	同上	
154	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r. 8. 0)	12条-別紙1-11-1	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:また, 当該スプレイ系統は, … 新:また, 当該格納容器スプレイ系統は, …	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
155	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-11-1	同上	
156	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-11-10	相違理由の以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤: 前述からの結果の通り… 正: 前述からの結果のとおり…	
157	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-別紙1-12-2	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: …, 現行の安全解析における最高圧力約0.241MPa[gage]を下回ることを確認した。 新: …, 現行の安全解析における最高圧力約0.241MPa[gage]を上回らないことを確認した。	
158	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-12-2	同上	
159	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-別紙1-12-5	以下の記載を修正した。(表中の時刻。下線部参照) 旧: 約 1 5 1 0 新: 約 1, 5 1 0	
160	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-12-5	同上	
161	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-別紙1-12-8	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧: 解析コード欄 SATAN-IV 新: 解析コード欄 SATAN-VI	
162	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-12-8	同上	
163	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-別紙1-12-10	以下の記載を修正した。(3) d.の記載。(下線部参照) 誤: …を変更したことにより, 原子炉冷却材喪失事故時の… 正: …を変更したことにより, 原子炉冷却材喪失時の…	
164	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-12-10	同上	
165	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-別紙1-12-10	以下の記載を修正した。(3) e.の記載。(下線部参照) 誤: 影響評価については, 原子炉冷却材喪失事故時の… 正: 影響評価については, 原子炉冷却材喪失時の…	
166	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-12-10	同上	
167	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-12-11	相違理由の以下の記載(緑字)を削除する。合わせて比較表の緑枠も削除した。 (大飯と同じため) 【大飯】 記載表現の差異 ・評価過程は同等である。	
168	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-別紙1-12-17	以下の記載を修正した。(4) b.の記載。(下線部参照) 誤: …を変更したことにより原子炉冷却材喪失事故時の… 正: …を変更したことにより原子炉冷却材喪失時の…	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
169	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-12-16	同上	
170	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-12-19	相違理由欄に、「(スカイシャイン線について)伊方3号と同様」と記載したので、伊方3号炉まとめ資料の当該ページを参考に取り込みました。	
171	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-12-29	相違理由の以下の記載(赤字)を削除する。合わせて比較表の赤字も削除した。 (大飯と同じため) 【大飯】設計の相違 ・評価内容は同一であり、解析結果の数値がプラント固有のもので相違している。	
172	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-別紙1-12-27	以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:「可燃性ガスの発生」解析は、原子炉冷却材喪失事故時の… 正:「可燃性ガスの発生」解析は、原子炉冷却材喪失時の…	
173	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-12-30	同上	
174	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-14全て	以下の記載を修正した。比較表の発電所名の欄。(下線部参照) 誤:伊方原子力発電所3号炉 正:伊方発電所3号炉	
175	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-別紙1-14-2	基本設計方針の修正に合わせ、以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:…動的機器の単一故障を仮定した場合と同等の安全機能を達成できるよう、格納容器スプレイ配管を多重化した上で、逆止弁を設置する旨を記載する。 新:…動的機器の単一故障を仮定した場合と同等の安全機能を達成できるよう、逆止弁を設置する旨を記載する。	
176	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-14-2	同上	
177	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-14-2	相違理由の以下の記載を修正した。(下線部参照) 誤:…本資料13pに記載の通り既許可… 正:…本資料13pに記載のとおり既許可…	
178	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-別紙1-14-3	基本設計方針の修正に合わせ、以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:…原子炉格納容器スプレイ設備の格納容器スプレイ配管及びスプレイリング 新:…原子炉格納容器スプレイ設備のスプレイリング	
179	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-14-3	同上	
180	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-別紙1-14-4	基本設計方針の修正に合わせ、以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧:…、 <u>単一設計である原子炉格納容器スプレイ設備の格納容器スプレイ配管について</u> は、多重化する。また、 <u>単一設計とするスプレイリングについては</u> 、… 新:…、 <u>単一設計とするスプレイリングについては</u> 、…	
181	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-14-4	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
182	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-別紙1-14-5	基本設計方針の修正に合わせ、以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧：単一設計としていた格納容器スプレイ配管については、多重化することとする。また、単一設計とする静的機器であるスプレイングについては、… 新：単一設計とする静的機器であるスプレイングについては、…	
183	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-14-5	同上	
184	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙1-14-7	比較表中の赤枠の大きさを修正(表の半分→全体)した。	
185	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-別紙2-2-4	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧：(6)電動消火ポンプ、エンジン消火ポンプ、ろ過水タンク、消火設備連絡ライン 新：(6)消火設備、消火設備連絡ライン	
186	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別紙2-2-9	同上	
187	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-別添1-1	・原子炉格納容器スプレイ設備で単一設計箇所となっている箇所を明確化した。 ・女川審査実績を踏まえ、【運用、手順との関係】を追記した。 ・設置許可基準規則に記載している箇所の以外の「、」を「,」に修正した。	
188	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別添1-2	同上	
189	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.8.0)	12条-別添1-1	以下の記載を修正した。(下線部参照) 旧：…静的機器の単一系統(単一設計)であり… 新：…静的機器の単一系統(単一設計)であり… 旧：24時間以上もしくは運転モード切替以降 新：24時間以上若しくは運転モード切替以降 旧：アニュラス空気浄化系統ダクトの一部 新：アニュラス空気浄化設備のダクトの一部 旧：事故時に二次冷却材をサンプリングする設備 新：事故時に一次冷却材をサンプリングする設備 旧：ダクトもしくはフィルタユニットの修復 新：ダクト及びフィルタユニットの修復	
190	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別添1-2	同上	
191	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.7.0)	12-別添1-3	「差異の説明」を「相違理由」に修正した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
192	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.8.0）	12条-別添1-2	以下の記載を修正した。 旧：事故時に二次冷却材をサンプリングする設備 新：事故時に1次冷却材をサンプリングする設備	
193	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.7.0）	12-別添1-3	同上	
194	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.8.0）	12条-別添1-2	・表の名称を、「技術的能力にかかる運用対策など（設計基準）から「表1 運用、手順に係る対策等（設計基準）」に修正した。 ・原子炉格納容器スプレイ設備で単一設計箇所となっている箇所を明確化した。	
195	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r.7.0）	12-別添1-3	同上	